第10号

2021年 10月21日



Safet

滋賀県警察本部交通企画課

県内の交通事故発生状況

《令和3年9月末現在の人身事故》

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件 数	死 者	傷者
本 年	1, 985	29	2, 455
前年	2, 036	34	2, 540
増 減	-51	-5	-85

	件数	死 者	傷者
本 年	617	13	326
前年	631	16	331
増 減	-14	-3	-5

交通事故は前年に比べて発生件数、死者数、傷者数ともに減少していますが、 9月下旬には交通死亡事故が多発しました。

秋から冬にかけて、例年、交通死亡事故が多く発生します。この時期はあっという間に日 が暮れ、視界は急激に悪化します。ドライバーのみなさんは早めにライト(前照灯)を点灯 し、上手にハイビームを活用して周囲の危険をいち早く見つけて事故防止に努めましょう。

薄書時間帯の交通事故防止!



★早めのライト点灯を心掛けましょう★

車のライトを早めに点けて、いち早く自分の存在を相手に知ってもらい、交通 事故防止を図りましょう。

★「ハイビーム」こまめな切り替え★

こまめにハイビームとロービームの切替えを行い、 『隠れた危険を見つける』という意識を持って運転しまし よう。



いつでも「安全を確認すること」「運転に集中すること」で交通事故の多くは 防ぐことができます。今一度、交通事故に対する警戒心を高めましょう。





滋賀県警察のホームページ県警 YouTube チャンネルでは <mark>けいたくんの交通安全プロジェクト」</mark>を掲載しています。 ぜびご覧ください!

🏂 滋賀県

警察の広場

滋賀県警察公式 YouTube チャンネルへのアクセスは





手記 償いへの遠い道 農業(63歳)



自動車を運転することは危険性を伴う行為ですので、道路交通法に「安全運転の義務」が定められています。けれども、その運転者として必ず守らなければならない注意義務を怠ってしまったため、私は市原刑務所で自分の犯した交通犯罪への反省の日々を送っています。

平成27年のある日、私は以前住んでいた家の掃除と残っていた荷物の運搬のため、高速道路を2時間程運転した後、お昼頃に最寄りのインターチェンジから一般道に入り、「やれやれもう少しだ」という気分で運転をしていました。何度か通ったことのある道なので、緊張感が薄れていたのか、つい息子の就職のことについてうまくやっていけるだろうかなどと考えながら運転をしていました。

はっと気が付くと、前方の信号が赤信号になっており、慌てて急ブレーキを踏みましたが、止まりきれず、左側から交差点を自転車で横断しようとしていた男性と接触してしまいました。被害者の方は、自転車とともに交差点の中央に倒れていましたので、すぐに車から降りて駆け寄ったところ、小さな声で唸っていました。「大丈夫ですか」と声を掛けても、返答はありませんでした。

私は急いで救急車を呼ぼうとしたのですが、慌てていたため、携帯電話が見つからず、現場に居合わせた方に救急車への連絡をお願いしました。昼間でしたが、冬の路面は冷たかったので、着ていた上衣を脱いで被害者の方の下に敷きました。そして、被害者の方のお命が助かって欲しいと願いながら声を掛け続けましたが、救急車が到着するまでの時間が気の遠くなるほど長く感じられました。

私はその場で現行犯逮捕されました。そして、翌日の取調べ中に被害者の方がお亡くなりになられたことを知りました。私はかけがえのない被害者の方のお命を奪うという取り返しのつかない重い罪を犯してしまったのです。起訴後に保釈された私は被害者の方のお通夜に参列させていただき、被害者ご遺族の方に謝罪させていただきました。

しかし、深い悲しみにくれ、「親思いの息子でした」「とても良い夫でした」「やさしい父でした」と涙ながらに語る被害者 ご遺族の方の前では、ただうなだれて「申し訳ありません」という言葉を繰り返すことしかできませんでした。ある被害者の ご親族の方に「あなたの犯した罪で、私達はもちろん、あなたの家族も苦しまなければならないのですよ」と論され、加害者 の家族のことまで考えて下さった温かいお言葉に自分の犯した罪の深さを思い知らされました。「もう二度と運転はしません」 と私は被害者ご遺族の方に誓いました。

私は自動車運転過失致死罪により、禁錮1年10月の実刑判決を言い渡されました。大切なご家族が永久に帰って来ないということに対し、わずか1年10月の実刑は被害者ご遺族の方にとっても納得していただけるとは思っていません。

事件を起こした後、運転中に集中力を保てなかった原因について、途中の休憩は十分だったのか、年齢的な運転能力の低下があったのではないかなど、言い訳じみたことを考えていました。そのため、本質的な原因である、運転は上手であるとか、今まで無事故だったという、運転に対する自己過信、慢心、驕りなどがあったことを悟るまで長い時間がかかりました。

市原刑務所で交通犯罪被害者ご遺族の方々に事故後のつらい経験についてお話を伺う機会があり、その時に加害者が罪を償うためにはどうあるべきかについてもご助言をいただきました。そうした受刑中の教育を通じて、自分の犯した罪に正面から真剣に向き合うこと、被害者ご遺族の方がどんなにつらい思いで毎日を生きているかをよく考えること、自分の犯した罪を一生忘れないという気持ちを持ち続けることなど、私に課せられた責務をはっきりと自覚できました。もちろん私の犯した罪は決して許されるものではなく、謝罪によって被害者ご遺族の方の悲しみや怒りが癒えることはないと思います。それでも例えどんな形であっても一生謝罪を続けようと思います。私の犯した罪より、被害者ご遺族の方のつらい思いを考え続けて、可能であれば少しでも理解できるようになればと思い、受刑生活を送っています。

私は自分が安全運転をしていると自分勝手に思い込み、運転初心者であった頃のように懸命に周囲の状況に気を配るという事を忘れ、注意力を欠いた状態で運転して前方不注視の結果、自動車運転過失致死という取り返しのつかない罪を犯しました。 私のような愚かな行為による交通犯罪が少しでも減ることを願ってこの手記を書かせていただきました。自動車の運転は絶えず危険を伴う行為ですので、どうか運転中は気を抜くことなく常に十分に安全確認をしていただくようお願い致します。

(一財) 東京交通安全協会 「贖(あがな)いの日々」より

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。
TEL 077-522-1231 (代表) E メール x0022@police.pref.shiga.jp